

業務の運営に関する規定

第1条（目的）

この規程は、株式会社そら（以下「当社」という。）が有料職業紹介事業を適正かつ円滑に運営するため、職業安定法、関係法令及び厚生労働省告示に基づき必要事項を定めるものである。

第2条（事業所の名称及び所在地）

事業所名：株式会社そら

所在地：〒240-0023 神奈川県横浜市保土ヶ谷区岩井町 1-7 保土ヶ谷駅ビル 5F

第3条（取扱職種の範囲及び取扱地域）

- 取扱職種：全職種（特に制限は設けない）
- 取扱地域：日本全国

第4条（業務の範囲）

当社は、求人及び求職の受理、職業紹介、就職後のフォローアップ、関係法令に基づく届出・報告等、有料職業紹介事業に必要な業務を行う。

第5条（手数料の額）

- 当社が受け取る手数料は、別表「手数料表」のとおりとし、職業安定法第32条の3及び同施行規則第21条に基づく告示制による上限額以内とする。
- 手数料表は事業所内に掲示し、また依頼者（求人者・求職者）の求めに応じて交付する。

別表（手数料表）

区分	手数料の額（上限）	計算方法	備考
一般職業紹介（正社員・契約社員）	年収の35%以内	年収 × ○%	年収 = 基本給 + 各種手当 + 賞与（1年間の見込み額）
短期雇用（6か月未満）	月収の100%以内	月収 × ○%	月収 = 基本給 + 手当
求職者からの手数料	無料	—	モデル・芸能等の例外職種を除く

※消費税は別途申し受けます。

※途中退職時の返金は契約書に定めます。

第 6 条（個人情報の適正管理）

当社は、職業紹介に関して取得した個人情報について、「個人情報適正管理規程」に基づき適正に管理する。

第 7 条（苦情処理）

1. 当社は、苦情・相談窓口を設置し、迅速かつ誠実に対応する。
2. 苦情の内容及び対応結果は記録し、一定期間保管する。

第 8 条（関係法令等の遵守）

当社は、職業安定法、個人情報保護法、男女雇用機会均等法、労働施策総合推進法その他関係法令及び行政官庁の指導に従う。

附則

本規程は、2025 年 8 月 18 日から施行する。

個人情報適正管理規程

(職業安定法第32条の3及び同施行規則第21条に基づく)

第1条（目的）

この規程は、株式会社そら（以下「当社」という。）が有料職業紹介事業を行うにあたり、職業安定法、個人情報保護法その他関係法令に基づき、求職者および求人者の個人情報を適正に取り扱うことを目的とする。

第2条（定義）

- 「個人情報」とは、生存する個人に関する情報であって、氏名、生年月日その他特定の個人を識別できるものをいう。
- 本規程における「個人データ」「保有個人データ」は、個人情報保護法の定義による。

第3条（収集・利用目的）

- 当社は、有料職業紹介事業に必要な範囲でのみ個人情報を収集する。
- 利用目的は以下の通りとし、目的外利用は行わない。
 - 求職者への職業紹介
 - 求人者への人材紹介
 - 就職後のフォローアップ業務
 - 関係法令に基づく届出・報告

第4条（取得方法）

- 個人情報は、適法かつ公正な手段により取得する。
- 偽りその他不正の手段により取得してはならない。

第5条（管理体制）

- 当社は個人情報管理責任者を置き、その責任者が本規程の運用を統括する。
- 個人情報の取扱いに従事する者には、必要かつ適切な監督を行う。
- 個人情報へのアクセス権限は業務上必要な者のみに付与する。

第6条（安全管理措置）

- 個人情報は、漏えい、滅失又はき損の防止のため、物理的・技術的安全管理措置を講じる。
- 電子データはパスワード管理し、紙媒体は施錠保管する。
- 個人情報を外部に送信する場合は暗号化等の措置を行う。

第 7 条（第三者提供）

- 本人の同意なく第三者に個人情報を提供しない。
- 法令に基づく場合、または人の生命・身体の保護に必要な場合はこの限りでない。

第 8 条（開示・訂正・利用停止等）

本人からの開示、訂正、利用停止等の請求があった場合は、速やかに対応する。

第 9 条（苦情・相談窓口）

当社は、個人情報に関する苦情・相談窓口を設置し、誠実に対応する。

第 10 条（教育・監査）

- 個人情報取扱者に対し、定期的に教育を行う。
- 本規程の運用状況を定期的に監査する。

第 11 条（改定）

本規程は、必要に応じて改定することがある。

附則

本規程は、2025 年 8 月 18 日から施行する。

有料職業紹介事業 手数料表

(職業安定法第 32 条の 3 及び同施行規則第 21 条に基づく告示制)

区分	手数料の額（上限）	計算方法	備考
一般職業紹介（正社員・契約社員）	年収の 35%以内	年収 × ○%	年収 = 基本給 + 各種手当 + 賞与（1 年間の見込み額）
短期雇用（6 か月未満）	月収の 100%以内	月収 × ○%	月収 = 基本給 + 手当
求職者からの手数料	無料	—	モデル・芸能等の例外職種を除く

有料職業紹介事業者許可番号：14-ユ-302465